

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正事項と該当部分

〈主な改正内容〉

〈該当する要綱等〉

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1 「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」策定に伴う変更 | ・・・①食品安全関係府省緊急時対応基本要綱、③食品安全委員会緊急時対応基本指針 |
| 2 緊急対策本部の設置手順見直しに伴う変更 | ・・・①食品安全関係府省緊急時対応基本要綱、②緊急対策本部設置要領、④食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱 |
| 3 緊急事態等に関する情報の内閣情報調査室への報告の明記 | ・・・③食品安全委員会緊急時対応基本指針、⑤食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針 |

改正内容	① 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱	② 緊急対策本部設置要領	③ 食品安全委員会緊急時対応基本指針	④ 食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱	⑤ 食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針
「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」策定に伴う変更	【1 ページ】 前文に両要綱の関係を記載（食品による危害に関する緊急時対応基本要綱に基づいて対応するものについては本要綱によらないこととする。）	-	【20 ページ】 11 その他（2）に追記（「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」への対応は本指針に準じて実施する旨の記載）	-	-
緊急対策本部の設置について	【3 ページ】 4 緊急対策本部の設置等（1）、【5 ページ】（別紙緊急対策本部の設置について）「委員会からの報告若しくはリスク管理機関からの要請」に「又は自らの判断」を追加	【9 ページ】 1 緊急協議の実施（1）において「委員会からの報告若しくはリスク管理機関からの要請」に「又は自らの判断」を追加	-	【29 ページ】 6 緊急対策本部の設置（1）において「委員会からの報告若しくはリスク管理機関からの要請」に「又は自らの判断」を追加	-
緊急事態等に関する情報について、内閣情報調査室への報告手順の明確化	-	-	【16 ページ】 3 連絡要領（3）に追加（委員長の判断により事務局長へ指示）	-	【36 ページ】 2 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡（3）に追加（委員長の判断により事務局長へ指示）

改正内容	①食品安全関係府省緊急時対応基本要綱	②緊急対策本部設置要領	③食品安全委員会緊急時対応基本指針	④食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱	⑤食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針
農林水産省の組織変更（総務課→消費・安全政策課）	【2ページ】 3 緊急時における情報連絡体制等 (1) 情報連絡体制の整備	【9ページ】 1 緊急協議の実施 (2)	【16ページ】 2 情報連絡体制の整備 (2)②	【25ページ】 2 情報連絡体制の整備 (3)	【33ページ】 I 平時からの対応 1 平時からの準備体制 (4)
食品による危害に関する緊急時対応実施要綱に定める「食品危害情報の通報受付シート兼食品危害情報総括官情報共有シート」を両要綱で用いる共通様式とする。	—	—	—	【27ページ】 3 情報の収集等 (2) 情報の共有等において、当該シートの活用について記載	【35ページ】 II 初動対応 1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理(1)においてシート名を変更 【44ページ】 別紙様式1を共通様式に変更
情報・緊急時対応課による情報収集先の組織改編に伴う修正	—	—	【18ページ】 5 情報収集等の在り方 (1) 情報・緊急時対応課による情報収集等 ①	—	—
その他表現等の修正	【3ページ】 6 情報の提供(1) 情報提供の際の調整について「委員会及びリスク管理機関」と明記	—	—	—	【38ページ】 5 その他 「各段階ごとに」→「各段階において」と修正